

一般財団法人自治総合センター 令和8年度コミュニティ助成事業について

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくり等に助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を行っています。

1 助成事業の種類（一部）

(1) 一般コミュニティ助成事業

助成対象：住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。

参 考 例：環境・美観維持用具（芝刈機・除雪機など）、お祭り・レクリエーション用具（太鼓・法被・テントなど）、文化・学習活用備品（視聴覚機器・椅子・テーブルなど）

助 成 額：100万円から250万円（10万円単位）

一般コミュニティ助成事業 採択事業例

年度	助成団体名	助成内容	助成金額 (千円)
令和7年度	西鹿渡自治会	地域コミュニティ活動備品の整備 (子ども神輿)	2,500
令和6年度	西厨川地区福祉推進会	地域コミュニティ活動備品の整備 (卓球用具、除雪機)	1,000
令和6年度	本宮地区福祉推進会	地域コミュニティ活動備品の整備 (ノートパソコン、ポスタープリンター、卓球台)	1,400
令和5年度	上湯沢自治会	地域コミュニティ活動備品の整備 (テーブル、椅子、台車)	1,800
令和5年度	もりおか八幡界隈まちづくりの会	地域コミュニティ活動備品の整備 (パソコン、音響機器、のぼり旗、Tシャツ)	1,600
令和5年度	東太田自治会	地域コミュニティ活動備品の整備 (テーブル、椅子、台車)	2,200
令和5年度	みたけ地区活動福祉推進会	地域コミュニティ活動備品の整備 (テーブル、椅子、パソコン、音響機器、	2,500

		ホワイトボード、テレビ)	
--	--	--------------	--

(2) コミュニティセンター助成事業

助成対象：住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需用の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

助 成 額：対象となる事業費の5分の3以内に相当する額で、2,000万円を上限とする。（10万円単位）

コミュニティセンター助成事業 採択事業例

年度	助成団体名	助成内容	助成金額 (千円)
令和2年度	上鹿妻自治会	自治公民館の新築	15,000
令和元年度	長橋町自治会	自治公民館の新築及びコミュニティ活動備品の整備	14,000
平成30年度	地縁団体法人 北山自治会	自治公民館の新築及びコミュニティ活動備品の整備	15,000

(3) 青少年健全育成助成事業

助成対象：青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業。

参 考 例：スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業。

助 成 額：30万円から100万円(10万円単位)

青少年健全育成助成事業 採択事業例

年度	助成団体名	助成内容	助成金額 (千円)
令和元年度	杜陵地区福祉推進会児童健全育成支援基金	地域の有志が参画して、児童の外遊び（川遊び、どんぐりの森探検、親子登山及びバーベキューなど）の支援	400
平成25年度	永井地区まちづくりの会	親子での「永井さんさ踊り」の習得・成果披露	400

2 助成対象団体

市町村、コミュニティ組織（自治会、町内会等地域に密着して活動する団体）

3 申請について

コミュニティ助成事業の助成を希望する場合は、市を通じて申請する必要があります。助成を希望される団体には、実施要綱及び申請書様式等をお送りしますので、各担当まで御連絡ください。

なお、自治総合センターのホームページ等から申請書を入手済みの場合であっても、担当まで助成を希望する旨、お知らせくださいますようお願いいたします。

4 提出書類

- (1) 助成申請書（別記様式第1号及び別表）
- (2) 事業実施主体規約
- (3) 事業実施主体の令和7年度事業計画及び予算書
- (4) 金額積算根拠（見積書等）
- (5) 事業内容に関する資料（カタログ等のカラーコピー等）
- (6) ※土地登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (7) ※公図
- (8) ※建物工事に関する図面（平面図・立面図等）
- (9) ※財源に関する資料（資金積立計画等）
- (10) ※議事録（総会資料等）

※ (6)、(7)はコミュニティセンター助成事業及び一般コミュニティ助成事業（土地を要する事業を実施する場合）のみ提出。

※ (8)、(9)、(10)はコミュニティセンター助成事業のみ提出。

5 申請後のスケジュール（予定）

助成決定通知（自治総合センター → 県 → 市） 令和8年4月

市と申請団体との補助金交付契約締結 令和8年4月～7月

事業実施期間 契約締結後～令和9年3月31日

6 その他

(1) 本事業は、盛岡市が岩手県知事を通じて一般財団法人自治総合センターへ申請した後、助成事業の審査を経て決定されるものであり、今回の申請をもって助成のお約束をするものではありません。また、すでに実施済の事業に対する助成はできませんので、御留意願います。

(2) 市と補助金交付契約を締結する前に着手又は完了した事業に対する助成はできませんので、御留意願います。

御不明な点等ございましたら、各担当までお問い合わせください。

【担当】

一般コミュニティ助成事業

市民協働推進課 協働推進係 担当：御堂地（みどうち）

電話（直通）：019-626-7535 メール：kyodo@city.morioka.iwate.jp

コミュニティセンター助成事業

市民協働推進課 地域活動係 担当：鹿糠（かぬか）

電話（直通）：019-626-7500 メール：kyodo@city.morioka.iwate.jp

青少年健全育成助成事業

子ども青少年課 企画係 担当：佐々木（ささき）、土橋（つちはし）

電話（直通）：019-613-8356 メール：kodomo@city.morioka.iwate.jp